

議案第90号

福岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため、地域特性に応じた地区の指定に関する事項を定めるとともに、違反に対する措置等に従わない者の公表制度を設ける等の必要があるによる。

福岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡市屋外広告物条例（昭和47年福岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の5」に改める。

第1章中第2条の次に次の4条を加える。

（定義）

第2条の2 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを決定し、自ら又は他人に委託する等により、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者をいう。
- (2) 屋外広告業者 第25条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。
- (3) 屋外広告業者等 広告物の表示又は掲出物件の設置について広告主から委託を受けた屋外広告業者その他の事業者をいう。
- (4) 施設管理者 広告物が表示され、又は掲出物件が設置された土地、建築物、工作物等（以下「土地等」という。）を管理する者をいう。

（市の責務）

第2条の3 市は、この条例の目的を達成するため、市民に対する啓発、広告主及び屋外広告業者等に対する指導、関係行政機関及び関係団体との適切な連携その他必要な施策を推

進するものとする。

(広告主等の責務)

第2条の4 広告主は、法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の規定を遵守するとともに、広告物の表示又は掲出物件の設置を委託した屋外広告業者等に、法令の規定を遵守させるために必要な措置を講じるものとする。

2 屋外広告業者等は、法令の規定を遵守するとともに、表示する広告物又は設置する掲出物件が法令の規定に適合したものとなるように、広告主その他の関係者に対し、助言を行い、その他必要な措置を講じるものとする。

3 施設管理者は、その管理する土地等に、広告物が表示され、又は掲出物件が設置されるに当たっては、法令の規定に適合するよう配慮するものとする。

4 広告主、屋外広告業者等及び施設管理者は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第2条の5 市民は、市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第5条第2項中「(条例及び規則を含む。)」を削る。

第6条第1項から第3項までの規定中「の各号」を削り、同条第7項中「で、規則で定める基準に適合するもの」を削り、「第4条第1項(第1号から第7号まで及び第11号を除く。)及び第2項」を「前条」に改める。

第9条第1項中「の各号」を削り、「その規格」を「当該規格」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、広告景観誘導地区(良好な景観を形成し、又は風致を維持する上で特に必要があると市長が認めて指定した区域をいう。以下同じ。)において、前項各号に掲げる広告物又は掲出物件について規格を別に設けたときは、当該規格によらなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(広告物協定)

第9条の2 土地等、広告物若しくは掲出物件を所有し、又は使用する権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域内の良好な景観の形成又は

風致の維持若しくは向上を図るため、前条第1項又は第2項の規定により設けた規格に加えて、広告物又は掲出物件の位置、形状、規模、色調等の規格に関する事項について協定（以下「広告物協定」という。）を締結しようとするときは、規則で定めるところにより当該広告物協定が当該区域内の良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与する旨の市長の認定を受けなければならない。

- 2 広告物協定を締結した者は、前項の広告物協定を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、規則で定めるところによりあらかじめ市長の認定を受けなければならない。
- 3 広告物協定に係る区域内の土地所有者等で当該広告物協定に加入していないものは、市長に対して書面でその意思を表示することによって当該広告物協定にいつでも加わることができる。
- 4 市長は、広告物協定が適正に運用されるよう、当該広告物協定を締結した者に対する必要な指導又は助言を行うことができる。
- 5 広告物協定を締結した者は、当該広告物協定を廃止しようとするときは、その過半数の合意をもってその旨を定め、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、広告物協定の認定を取り消すものとする。

第12条第2項中「第5条第1項の規定による許可を受けた者」を削り、「設置者又は管理者」を「当該広告物を表示し、若しくは管理する者」に、「及び住所」を「住所及び連絡先」に改める。

第13条中「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これら」を「広告主、屋外広告業者等若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者、占有者その他広告物若しくは掲出物件について権原を有する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者（以下「広告物の表示者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（屋外広告物管理者の設置）

第13条の2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらを管理する者（以下「屋外広告物管理者」という。）を置かなければならない。

2 屋外広告物管理者のうち、規則で定める広告物又は掲出物件を管理する者については、規則で定める資格を有するものでなければならない。

3 屋外広告物管理者は、広告物又は掲出物件に関し、広告物の表示者等と連携し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

第14条中「を表示し、又は掲出物件を設置する者」を「の表示者等」に改める。

第16条第1項中「当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者」を「広告物の表示者等」に、「除却」を「改修、移転、除却」に改め、同条第2項中「当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者」を「広告物の表示者等」に改める。

第22条第1項中「を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者」を「の表示者等」に改める。

第23条中「を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者」を「の表示者等」に改める。

第24条を次のように改める。

(告示)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示しなければならない。

- (1) 第3条第1号から第5号まで若しくは第7号、第4条第1項第7号若しくは第11号又は第9条第2項の規定により指定をし、又は当該指定を変更し、若しくは廃止したとき。
- (2) 第9条第1項又は第2項の規定による規格を設け、又はこれらを変更したとき。
- (3) 第9条の2第1項又は第2項の規定による認定をし、又は同条第6項の規定による取消しをしたとき。

第28条第1項第2号中「(第25条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)」を削る。

第34条第2項第1号中「この条例その他」を削る。

第42条中「の各号」を削り、同条第4号中「の規定」を「又は第2項の規定」に改め、同条第5号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第9条第2項の規定により広告景観誘導地区を指定し、又は変更しようとするとき。
- 第43条の次に次の1条を加える。

## (公表)

第43条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

- (1) 第16条第1項の規定による命令を受けた者又は第37条の規定による勧告を受けた者であつて、正当な理由なく当該命令又は勧告に従わないもの
- (2) 第38条第1項の規定による屋外広告業者の登録の取消し又は営業の停止の命令を受けた者

2 市長は、前項の規定による公表（同項第1号の者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定、第9条の次に1条を加える改正規定、第13条の次に1条を加える改正規定、第24条及び第42条の改正規定並びに第43条の次に1条を加える改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の前日に表示又は設置の許可（許可の更新を含む。）の申請がされた広告物又は掲出物件については、この条例による改正後の福岡市屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の2の規定にかかわらず、当該許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

3 改正後の条例第43条の2の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第16条第1項の規定による命令、第37条の規定による勧告又は第38条第1項の規定による取消し若しくは命令（以下「命令等」という。）を受けた者について適用し、同日前に命令等を受けた者については、なお従前の例による。